# コインオペレーションクリーニング（コインランドリー）の届出の手引き（高知市）

Ver 2024.7.8

洗濯機，乾燥機等の洗濯に必要な施設を設け，公衆に利用させる営業（いわゆるコインランドリー営業）を行う場合は，あらかじめ届出してください。

なお，共同洗濯設備として，病院，寄宿舎等の施設内に設置されているものは届出不要です。（例：病院内やホテルなどの施設利用者のみに洗濯設備を使用させる場合は届出不要）

| | | このようなときは | 以下の手続きが必要です。 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| コインオペレーションクリーニング（コインランドリー） | 1 | コインランドリー施設を開設するとき | コインオペレーションクリーニング営業施設 **開設届**<br>【ｐ2へ】　＊要綱第７条第１項 | あらかじめ　＊要綱第７条第１項<br>注：コインランドリーで，営業者（又はその使用人，委託人等）が客の依頼により，洗濯物の処理を行うことはできません。<br>＊S41.12.26環衛第5,152号 |
| | 2 | 届出した事項に変更が生じたとき | コインオペレーションクリーニング営業施設 **変更届**<br>【ｐ３へ】　＊要綱第７条第２項 | 変更後 速やかに　＊要綱第７条第２項<br>注：①営業者そのものが代わる場合，②コインランドリーそのものを移転する場合は，変更届ではなく新たに開設の届出が必要です。 |
| | 3 | コインランドリー施設を廃止したとき | コインオペレーションクリーニング営業施設 **廃止届**<br>【ｐ４へ】　＊要綱第７条第２項 | 廃止後 速やかに　＊要綱第７条第２項 |

高知市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱：「要綱」

高知市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱施行基準：「構造設備等の基準」「衛生上講ずべき措置基準」

# １　コインランドリーを開設するとき

| | |
|---|---|
| 提出先 | 高知市保健所　生活食品課（高知市丸ノ内１－７－45　総合あんしんセンター１階）<br>電話　０８８－８２２－０５８８ |
| 提出部数 | １部 |
| 提出期限 | あらかじめ　＊要綱第７条第１項 |
| 留意事項 | 要綱（抜粋）<br>(構造設備等の基準)<br>第３ 条 営業施設の構造設備等は，別に定める「構造設備等の基準」に適合するものでなければならない。<br>(衛生管理責任者等)<br>第４ 条 営業者は，営業施設を衛生的に管理させるため，各営業施設ごとに衛生管理責任者を定めなければならない。<br>２　前項の衛生管理責任者は，当該施設に常駐し，又は近隣に所在し，必要があれば，直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができるものでなければならない。ただし，デジタル技術等を活用し，必要があれば，直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる場合は，この限りでない。<br>３　衛生管理責任者は，施設及び設備の衛生確保に必要な措置を講じるとともに，利用者に対し，第６ 条に規定する事項について，適切な指導助言を行わなければならない。<br>４　営業者は，ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については，有機溶剤の性質及び取扱いに関する知識技能を有する者を有機溶剤管理責任者として定め，洗濯機中の溶剤の調整，気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理に必要な業務を行わせなければならない。<br>５　前項の有機溶剤管理責任者は，衛生管理責任者が兼任することができる。<br>６　営業者は，衛生管理責任者の氏名及び連絡先を施設内の見やすい場所に掲示し，利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておかなければならない。<br>(衛生上講ずべき措置)<br>第５条　営業者は，営業施設において，別に定める「衛生上講ずべき措置基準」に基づく措置を講じなければならない。<br>(利用方法等の周知)<br>第６条　営業者は，営業施設の利用方法等について，別に定める事項を営業施設内の見やすい場所に掲示して，利用者に周知させるように努めなければならない。<br>(確認)<br>第８条　保健所長は，前条第１ 項の規定による届出があったときは，当該届出に係る営業施設の構造設備が，第３ 条に規定する「構造設備等の基準」に適合すると認めたときは，確認証(第４ 号様式)を交付するものとする。<br>２　営業者は，前項の規定による確認証の交付を受けたときは，営業施設内の見やすい場所に確認証を掲示するものとする。 |
| 手数料 | なし |
| 提出書類 | コインオペレーションクリーニング営業施設 **開設届（第１号様式）**　＊要綱第７条第１項 |

| | | |
|---|---|---|
| 添付書類 | （1） | 営業施設の平面図（設備の配置，排水経路等を記入）＊第１号様式（添付書類）１ |
| | （2） | 付近の見取図　＊第１号様式（添付書類）２ |
| | （3） | 給湯機，洗濯機及び乾燥機は，仕様書又はカタログを添付してください。<br>＊別紙 構造設備等の概要 注） |

# ２　届出した事項に変更が生じたとき

| | |
|---|---|
| 提出先 | 高知市保健所　生活食品課（高知市丸ノ内１－７－45　総合あんしんセンター１階）<br>電話　０８８－８２２－０５８８ |
| 提出部数 | １部 |
| 提出期限 | 変更後 速やかに ＊要綱第７条第２項 |
| 留意事項 | １　届出した事項に変更が生じた場合は，変更届の提出が必要です。<br>営業施設の名称<br>構造設備の概要　構造設備（手洗い設備など），洗濯設備（洗濯機，乾燥機など）<br>衛生管理責任者の住所，氏名，連絡先<br>有機溶剤管理者の住所，氏名，連絡先<br>施設の管理状況　□常駐　□非常駐<br>開設予定年月日<br><br>２　①営業者そのものが代わる場合，②コインランドリーそのものを移転する場合は，変更届ではなく新たに開設の届出が必要です。 |
| 手数料 | なし |
| 提出書類 | コインオペレーションクリーニング営業施設 **変更届（第２号様式）** ＊要綱第７条第２項 |
| 添付書類 | 構造設備の変更の場合は，その説明図を添付してください。＊第２号様式　注） |

# ３　コインランドリー営業を廃止したとき

| | |
|---|---|
| 提出先 | 高知市保健所　生活食品課（高知市丸ノ内１－７－45　総合あんしんセンター１階）<br>電話　０８８－８２２－０５８８ |
| 提出部数 | １部 |
| 提出期限 | 廃止後 速やかに ＊要綱第７条第２項 |
| 留意事項 | |
| 手数料 | なし |
| 提出書類 | コインオペレーションクリーニング営業施設 廃止届（第３号様式） ＊要綱第７条第２項 |
| 添付書類 | 確認証（原本） 注：紛失している場合は，廃止届に「確認証を紛失しました。」と記入してください。 |